

行政のデジタル化について

○	第25回専門小委員会での議論の整理	
1	本調査会で検討すべき範囲	3
2	自治体行政のデジタル化における国の役割と国・地方間の関係	
	5
○	上記のうち、更に検討を深めることが考えられる事項	
	(自治体の情報システムの標準化についての仕組み)	
	16
	(参考) 第25回専門小委員会資料 (抜粋)	23

第25回専門小委員会での議論の整理

行政のデジタル化に係る論点に対する考え方 (1 本調査会で検討すべき範囲)

1 本調査会で検討すべき範囲

【論点】

- 「行政のデジタル化」については、様々な角度から議論することが可能だが、本調査会として、何を焦点に議論すべきか。

※ 第25回専門小委員会における議論

- ・ 行政のデジタル化における全国利用や共同利用、公共私間の連携、大きな方向性については本調査会で議論できるかもしれないが、具体的に何をどうするかは、専門家が議論する他の場の議論に委ねるほかないのではないか。
- ・ 地方公共団体についてはICT基盤の全国利用・共同利用を進める、地域の枠を越えて取り組む、国が一定の役割を果たすという一般論は問題ないと思うが、どの領域で取り組むのが効果的かという論点があはつきりとは出ていないのではないか。
- ・ 一般論として、ICTは限界費用が安いので共同利用を進めるというのは良いが、どういう事務がなぜこれにふさわしいのかをある程度特定しないと自治体のニーズに合わない仕組みを作ることになるのではないか。地方公共団体の事務論とデジタルの共同基盤の関係、ICT基盤の共通化の関係をもう少し論点化した方が良いのではないか。
- ・ セキュリティの問題については、少しまた分けて、それ自体として考える必要があるのではないか。
- ・ 地方制度調査会としてどこにフォーカスをして議論していくのかもまとめる必要があるのではないか。
- ・ 技術の開発・利用については、地方公共団体のみならず国も完全にはコントロールできないものであり、今までの事務論をそのまま当てはめて議論をすると技術の実態と合わない議論になってしまう可能性があるのではないか。

行政のデジタル化に係る論点に対する考え方 (1 本調査会で検討すべき範囲)

【考え方】

- これまでの地方分権の考え方との関係を含めて、自治体行政のデジタル化を進める上での国の役割や、国・地方間の関係などの大きな方向性を整理してはどうか。
- その際、できるだけ一般論にとどまることなく、どのような類型のものについて、国はどのような役割を果たすべきであり、国・地方間の関係としてどのような形が望ましいか、類型ごとに考え方を整理すべきではないか。

行政のデジタル化に係る論点に対する考え方

(2 自治体行政のデジタル化における国の役割と国・地方間の関係)

2 自治体行政のデジタル化における国の役割と国・地方間の関係

【論点】

- ① 行政のデジタル化の目的は何か。そこにおける地域や組織の枠を越えた連携・取組や国の役割についてどのように考えるべきか。

※ 第25回専門小委員会における議論

- ・ 今回の行政のデジタル化が目指すものは、一つは住民サービスの充実であり、もう一つは自治体の職員の働き方改革、すなわち効率化ではないか。
- ・ 民間企業では、お客様の利便性を最も大切にするので、あえてクローズにすることによって、それがマイナスになるようなことであればクローズにしない。お客様、利用者の視点から、個別にオープンにする部分とクローズにする部分を使い分けている。
- ・ 現在では、データを使ったサービスの高度化や、他の様々な民間サービスの前提となるデータの共有により、最終的なエンドユーザである住民との関係で相互に利便性を高めていくということは必然と言えるのではないか。
- ・ 地方公共団体は公益追求であり、区域も分割されているから基本的に非競争的ではないか。かつ、多くの事務は法定されており、処理要件・処理過程も決まっているものについては、共同システムに乗りやすいのではないか。
- ・ 最低限でも相互運用性の確保、それ以上に必要のある場合は標準化、更に必要性が高いときには統一システムの構築ということは競争関係にある民間事業者においてもなされるので、そうではない自治体については当然考えるべきことではないか。
- ・ ネットワーク化することによってセキュリティ的な要求水準が極めて高くなってきており、相当の技術のある企業ないし団体に委ねないと安定した安全な運用ができないという状況にますますなっているのではないか。

行政のデジタル化に係る論点に対する考え方

(2 自治体行政のデジタル化における国の役割と国・地方間の関係)

【考え方】

- 行政のデジタル化の目的は、大きく、住民の利便性向上と行政運営の効率化と言えるのではないか。
- 地域や組織の枠を越えた連携は、行政のデジタル化の効果をより高めると言えるのではないか。逆もまた同様ではないか。例えば、自治体間で情報システムを共同利用・全国利用することにより、自治体の枠を越えて活動する住民や企業の利便性が向上し、かつ、情報システムの調達のための各自治体の人的・財政的負担を削減できると言えるのではないか。また、官民が協力してオープンデータやアプリケーション開発の取組を進めることにより、利用者目線が強化され、かつ、自治体が全て自前で行うよりも効果的・効率的にサービスが提供されることになると言えるのではないか。
- 自治体は企業と異なり、基本的には非競争的であることから、このような地域や組織の枠を越えた連携が一層求められると言えるのではないか。
- 国が、自治体行政のデジタル化に関し、地域の枠を越えた連携を推進する意義としては、住民の利便性向上、行政運営の効率化のほか、相互運用性の確保、小規模自治体等の支援、先進的な取組の横展開、更にはセキュリティの担保等があるのではないか。
- こうした目的に応じて、デジタル化に関する地域の枠を越えた連携の中でも、数団体間の連携から、標準化、さらには統一化まで、標準化等が求められる程度は異なりうると言えるのではないか。例えば、先進的な取組の横展開が目的であれば、全国で様々な取組が競い合うことで、より先進的な事例が生まれることから、標準化等が求められる程度も低いと言えるのに対し、相互運用性確保や自治体の枠を越えて活動する住民や企業の利便性向上が目的であれば、自治体ごとに規格等が異なると利便性を妨げるため、標準化等が求められる程度も高いと言えるのではないか。

行政のデジタル化に係る論点に対する考え方

(2 自治体行政のデジタル化における国の役割と国・地方間の関係)

【論点】

② 地方分権との関係上、自治体行政のデジタル化はどのような考え方で進めるべきか。

※ 第25回専門小委員会における議論

- ・ 地方分権を進めることは、地域の自己決定といって、サービスの差異化を進めることであったものであり、システム化を進めるというのは、ある程度、差異化を諦めてくれという議論になるのではないか。
- ・ 地方自治法2条14項の最少経費最大効果の原則に関連して、第1次分権改革では、むしろ、国民の利便性や事務処理の効率性の観点から、国民に近接する地方公共団体が事務を処理するという考えだった。時代や分野も異なるが、こうした自治体の事務処理あるいは業務プロセスにどこまで国の役割を見出すことができるのか、根拠付けを考える必要があるのではないか。
- ・ 非競争領域で特に国の側からも義務付け・枠付けで関与している部分については、もともと業務プロセスの中身も共通性は高く、統一的に処理される必要性が高いものであり、したがって、システム統合や、場合によっては使用強制を考えても良いのではないか。逆に、観光振興などは競争領域であって、まさに自主的な自立的多様性が求められる領域であるので、そういうことが基本的には考えられないのではないか。
- ・ 分権によって地域特性を反映できるような事務の運用が期待されるところに、デジタル化がどのような影響を与えるのかということ、何をデジタル化の対象とするかを含めて考える必要があるのではないか。デジタル化はあくまで手段であり、従来のやり方の延長としてデジタルの手続が来るというだけであれば法的な意味で大きな違いはないかもしれないが、デジタル化によって事務のあり方や情報の取り扱い方そのものが変わるとすると、体制のシフトが必要であり、従来の事務の延長のままの議論で耐えられない論点が出てくるのではないか。

行政のデジタル化に係る論点に対する考え方

(2 自治体行政のデジタル化における国の役割と国・地方間の関係)

【考え方】

- 地方分権は、画一性よりも自立性や多様性をより尊重し、住民に直接接する自治の現場の判断や責任が活かされるよう推進され、地域の実情に応じたサービスの提供が進められているが、このことは、行政の即応性、柔軟性、総合性を増し、住民の期待に応えるとともに、国・地方を通じた行政全体の在り方を再構築し、行政全体の簡素効率化を進めるといった意義があったのではないか。(参考:第24次地方制度調査会「地方分権の推進に関する答申」)
- また、サービスの内容だけでなく、それを提供するための業務プロセスについても、最も効果的・効率的に提供する方法を判断できるのは自治体であると考え、自主組織権についても尊重されてきたと言えるのではないか。
- 国が、自治体行政のデジタル化に関して一定の役割を果たす場合には、このような地方分権の考え方を踏まえ、地域の実情に応じたサービスの提供や自主組織権を尊重しつつ、行政の即応性等の住民の期待に応え、行政を効率化するという地方分権とデジタル化に共通する目的に資するように行う必要があるのではないか。
- 他方で、自治体行政は多様であり、分野や事務の種類によって、自治体が創意工夫を発揮できる余地や、創意工夫が求められる程度も異なりうると言えるのではないか。例えば、自治体行政が基本的には非競争的であるとしても、システム化が必ずしも進んでおらず、法令上定められた事務の共通性が低い観光、産業等の分野と、ほとんどの団体においてシステム化が進んでおり、法令上定められた事務の共通性が高い住民基本台帳、税務等の分野では、自治体が創意工夫を発揮できる余地や、創意工夫が求められる程度も異なるのではないか。

行政のデジタル化に係る論点に対する考え方

(2 自治体行政のデジタル化における国の役割と国・地方間の関係)

【論点】

③ 国が自治体行政のデジタル化を推進する手法にはどのようなものがあるか。それによる自治体の自由度への影響はどのようなものか。

※ 第25回専門小委員会における議論

- 最低限でも相互運用性の確保、それ以上に必要のある場合は標準化、更に必要性が高いときには統一システムの構築ということは競争関係にある民間事業者においてもなされるので、そうではない自治体については当然考えるべきことではないか。(再掲)
- 国が例えば情報発信の形式とか経路を整えることまでは地方自治の本旨に反しないと考えるとしても、それが内容の統制に及ばないかどうかを検討したり、及ばないことを担保したりすることが必要ではないか。その一方で、やはり情報ネットワークの性質からすると、きちんと寡占が進むべきものについては進め、社会全体の効率的な情報のやりとりに寄与したほうが良いのではないか。
- 国が主導で進めるとすると、国としては必要最低限の要件を明確にして、その上で民間などがOSのようなプラットフォームのシステムを作り、そのシステムにある情報は必要であれば連携できるという指針・方針を示していくという形で国としてリーダーシップを発揮するということが必要ではないか。
- オープンデータやICT基盤における組織の枠を越えた連携・取組を進めるに当たっての障壁を取り除くため、解釈や手続を国が統一して、これはオープンデータとして出して良い、あるいはこういうような加工の仕方であれば、あるいはこういう主体に対してであればこのデータの活用を認めて良い、それから、こういうデータは、やはりこの法令の執行との関係で必須のデータであり、しかも、それが簡単に出ていくと問題があるから出てはならないとかというような解釈を一元的に、しかも、そこでワンストップで示せるような仕組みを作るべきではないか。
- 国の関わり方としては、リソースのない小さい自治体の試みを助けるため、国が人的・財政的に支援することや、先進的な自治体の取組を拡大・拡散することが考えられるのではないか。国から全国に人を派遣することは現実的でないとすると、都道府県単位や、圏域等の近隣自治体単位での支援の枠組みが今後の課題になるのではないか。

行政のデジタル化に係る論点に対する考え方 (2 自治体行政のデジタル化における国の役割と国・地方間の関係)

【考え方】

- 国が自治体行政のデジタル化を推進する手法については、それによる自治体の自由度への影響の大きさの点で異なりうると言えるのではないか。例えば、国が直接、情報システムを提供することから、自治体が情報システムを調達することを前提にその標準化を国が進めることや、情報システムの共同利用について財政支援を行うこと、自治体の求めに応じて専門人材を派遣することまで、様々な手法があり、自治体に対する影響も異なるのではないか。
- 標準化を進める手法についても、技術的助言としての標準の提示から、法令に基づく標準の設定まで、標準の位置付けには様々なレベルが考えられるのではないか。
- また、国は、情報発信の形式や経路の整備、プラットフォームの提供を行い、自治体がある下で自由に様々な行政サービスを提供するというように、国が手法について規律することは、内容の規律まですることとは自治体の自由度に対する影響の程度が異なるのではないか。

行政のデジタル化に係る論点に対する考え方

(2 自治体行政のデジタル化における国の役割と国・地方間の関係)

【論点】

④ これまでの地方分権の考え方を踏まえ、自治体行政のデジタル化における国の役割や国・地方間の関係はどのようにあるべきか。その際、どのような類型のものについて、どのような役割・関係が望ましいか。

※ 第25回専門小委員会における議論

< 目的・ニーズや分野、事務の種類等に応じて多様な国の関わり方がありうるとする意見 >

- ・ 国が自治体のデジタル化の支援をするときには、住民のニーズや、行政のニーズ、セキュリティの確保等の目的に応じて、優先順位や基準を考える必要があるのではないか。
- ・ 自治体のニーズとしては、観光資源の開発等の非法定事務について共同化したいというものだとすると、国としては創意工夫のためのプラットフォームを作ると言うことが考えられるのではないか。
- ・ 今、出ている事象に国がどこまでどのような関わり方をしていくかというレイヤーを決めるということがポイントになるのではないか。具体的には、福祉・教育分野で問題を未然に察知してアラートを出すようなサービスは、全国の自治体が必要なものなので、国がイニシアチブを取ってシステムを作って自治体に適用する、レジリエンスやBCP、防災等を考慮すべきものは、住民データを国がバックアップする、民間と自治体で協力して進めているデジタル化については、先進的な事例を公表して横展開・水平展開する、ということが考えられるのではないか。
- ・ 自治体が様々な先進的な取組をしたい場合には、必要な自治体の自由度を特例的に広げるような法改正や、ローカル5G、スマートシティといった枠組みを別個用意するなど、国の役割は多様ではないか。
- ・ 必ず標準化すべきなのはデータの項目やナンバーの持ち方であり、一方で、例えばシステムはまともって発注したほうが効果的なのは間違いないが、一本化するべきかというのは議論があっても良いのではないか。

行政のデジタル化に係る論点に対する考え方

(2 自治体行政のデジタル化における国の役割と国・地方間の関係)

< 国と地方の間の調整プロセスやフィードバックの仕組みの重要性を指摘する意見 >

- 地方公共団体それぞれが、その上でアプリケーション的にさまざまな行政サービスが提供できる自由度の高いプラットフォームを構築することは、分権あるいは地方公共団体の自治の能力を高めるものであり、国として果たすべき役割のまずは根幹に据えられるべきではないか。その場合、国と地方の間でニーズや技術的な要件を調整するプロセスを作ることが必要ではないか。国が何も関わらずに民間の事業者がプラットフォームサービスを自治体に提供することは、それによって自治体が逆に身動きが取れなくなる可能性もあるので、業務プロセスだから国は口を出さないということではまずいのではないか。
- 技術の導入を進めるに当たっては、利用者としての地方公共団体が、これは不便だとかということフィードバックする仕組みも必要ではないか。

< 皆で利用する仕組み、自主組織権についての意見 >

- 共同利用のために作ったシステムを使う自治体と使わない自治体があれば、二重の手続の手間が掛かり、最終的に効率化には寄与しないのではないか。そうすると、システムの効率化を追求するのであれば、利用強制しなければならないということもあり得るのではないか。
- 自治体の業務プロセスについて、これまで自主組織権を尊重してきたことも踏まえて考えるべきではないか。調達や入札、契約手続等について何らかの規律を掛けていくということは考えられるのではないか。
- 非競争領域で特に国の側からも義務付け・枠付けで関与している部分については、もともと業務プロセスの中身も共通性は高く、統一的に処理される必要性が高いものであり、したがって、システム統合や、場合によっては使用強制を考えても良いのではないか。逆に、観光振興などは競争領域であって、まさに自主的な自立的多様性が求められる領域であるので、そういうことが基本的には考えられないのではないか。(再掲)

行政のデジタル化に係る論点に対する考え方

(2 自治体行政のデジタル化における国の役割と国・地方間の関係)

【考え方】

- 以上のように、分野や事務の種類によって、標準化等が求められる程度や自治体の創意工夫が求められる程度が異なり、また、国が採る手法によって自治体の自由度への影響も異なりうる。とすると、標準化等が求められる程度や自治体の創意工夫が求められる程度に応じて、国が採るべき手法も異なりうるのではないか。すなわち、自治体が創意工夫を発揮することで発展することが期待され、標準化等が求められる程度がそれほど高くない類型については、奨励的な手法で国が関わり、自治体が創意工夫を発揮する余地が比較的小さく、標準化等が求められる程度が高い類型については、一定の拘束力のある手法を含めて国が関わることも考えられるのではないか。
- 具体的には、例えば、観光、産業等の分野におけるAI等の最先端の技術については、創意工夫が発展の源であり、国が関わる目的も先進事例の横展開等であることから、国としては、自主的な共同利用への人的・財政的支援といった手法にとどめ、住民基本台帳、税務等の分野における基幹系システムについては、法令でほとんどの事務が定められ、観光、産業等の分野と比べて創意工夫の余地が小さく、また、国が関わる目的も重複投資の抑制等であることから、国としても、標準の設定といった手法を採る、ということが考えられるのではないか。

行政のデジタル化に係る論点に対する考え方

(2 自治体行政のデジタル化における国の役割と国・地方間の関係)

- その中で、標準化を進める場合でも、
 - ・業務の内容に関する自主性や自主組織権を尊重した上で、業務を執行する手段の標準化や、共通プラットフォームの提供を行う。
 - ・これまでの一部自治体の創意工夫によるシステムの機能改善等を他の自治体にフィードバックできるように、標準を設定する場合には、国と地方の間でニーズや技術的要件を調整するプロセスや、フィードバックの仕組みを構築するといったことが考えられるのではないか。

- また、標準を設ける場合に、標準をどのような位置付けとするかという点についても、技術的助言としての標準の提示から、一定の拘束力のある法令に基づく標準の設定まで様々な手法が考えられる中で、標準化等が求められる程度や自治体の創意工夫が求められる程度に照らして判断することが考えられるのではないか。

(参考)第24次地方制度調査会答申

「地方分権の推進に関する答申」(第24次地方制度調査会答申)(抄)(H6.11)

第1 地方分権推進の基本理念

2 地方分権推進の目指すもの

- (1) 間近に迫った21世紀を展望した行政システムとしては、画一性よりも自立性や多様性がより尊重され、住民に直接接する自治の現場にあるものの判断や責任が生かされるよう、住民に身近な行政は身近な地方公共団体が担っていくことを基本とすべきであり、このため地方分権を推進していかなければならない。
- (2) 地方分権の推進により、住民の立場からみて、具体的には次のような成果が得られるものとする。
 - ① 地方分権の推進は、国・地方を通じた行政全体のあり方を再構築するものであり、行政全体の簡素効率化を進めることができる。
 - ② 地域に関する行政は、地方公共団体が自らの判断と責任で処理できる体制を確立することにより、行政の即応性、柔軟性、総合性が増し、住民の期待に応えることができる。
 - ③ 今日、国民ひとりひとりが生活の豊かさを実感するうえで、多様で活力あふれ、住みやすい地域社会が形成されているかどうか重要な要素になってきている。

地方公共団体の自主性・自立性を強化し、地域行政の主体としての能力を高めることにより、創意工夫を生かした地域づくりを進めることはもとより、急速に進みつつある高齢社会に対応したきめこまやかな地域福祉の展開等のそれぞれの地域における様々な政策課題に責任を持って取り組むことができる。
 - ④ 地方分権を推進し、地方自治を確立することは、地域住民自らの選択と負担もとで、それぞれの地域の問題を解決することでもあり、行政をより民主的に処理する体制をつくり、さらに住民の自治意識の向上を図ることにつながる。

**第25回専門小委員会での議論を踏まえ、
更に検討を深めることが考えられる事項
(自治体の情報システムの標準化についての仕組み)**

自治体の情報システムの分類例

- 自治体においては、基幹系システム、内部管理系システム、情報提供系システム等、様々な情報システムが活用されている。
- 標準を設ける場合の標準の位置付けについて、標準化等が求められる程度や自治体の創意工夫が求められる程度に照らして判断するとすると、基幹系システムは、自治体の情報システムの中でも重要な位置を占め、自治体の負担が大きく、とりわけ制度改正等についての自治体ごとの個別対応による負担が大きいため、標準化等が求められる程度が高いと言えるのではないか。また、基幹系システムは、法令でほとんどの事務が定められており、創意工夫の余地が比較的少ないと言えるのではないか。

(参考) 市区町村において用いられている情報システムの分類例

参照：総務省「新たな電子自治体推進のための情報化調査」(H25夏)

	内容	例
基幹系システム	住民情報を扱う等、市区町村の業務の中核を担う情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民情報関連システム <ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民記録システム、宛名管理システム、印鑑証明システム、学校教育システム、選挙人名簿システム等 ● 税務関連システム ● 国民健康保険関連システム ● 国民年金関連システム ● 福祉関連システム <ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護保険システム、高齢者福祉システム、障害者福祉システム、生活保護システム、児童手当システム、母子健診システム、乳幼児医療システム等
内部管理系システム	人事給与、財務会計等、市区町村の内部管理を担う情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ● 人事給与システム ● 財務会計システム ● 文書管理システム
情報提供系システム	住民、企業、各地方公共団体職員、他の地方公共団体等の特定又は不特定の個人、法人・団体等への広報、広告、通知、通達、紹介、周知その他の情報提供を目的とする情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ● 各団体ホームページ
通信ネットワークシステム	庁内ネットワークなど、複数のLAN又は情報処理システムを接続するための通信ネットワーク及びそれを制御するコンピュータ群	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁内 LAN

個々の基幹系システムと事務の類型との関係

- 個々の基幹系システムの実態を見ると、一つのシステム内で、自治事務と法定受託事務を、また、法定事務と法定外事務を一体として処理している例も多い。

(参考) 自治事務と法定受託事務を一体としてシステムで処理している例

- ある住民記録システムのパッケージでは、住民が他自治体から転入した場合、住民票への記載（住民基本台帳法第8条に基づく自治事務）ができるだけでなく、マイナンバーカードへの印字（カード記録事項の変更は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第3項に基づく第1号法定受託事務）ができる。
- ある戸籍システムのパッケージでは、死亡した者の従前の戸籍からの除籍（戸籍法第23条に基づく第1号法定受託事務）ができるだけでなく、死体埋火葬許可証の出力（当該許可は、墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項に基づく自治事務）ができる。
- ある選挙人名簿管理システムのパッケージでは、選挙人名簿の管理（公職選挙法に基づく第1号法定受託事務）ができるだけでなく、衆議院議員・参議院議員選挙、都道府県議会議員・都道府県知事選挙、市町村議会議員・市町村長選挙を通じて、入場整理券の出力（それぞれ、公職選挙法に基づく第1号法定受託事務、第2号法定受託事務、自治事務）ができる。

(参考) 法定事務と法定外事務を一体としてシステムで処理している例

- 一部の自治体では、住民記録システムから、住民の不在住を証明する不在住証明書を発行することが実務上行われているが、当該証明は、住民基本台帳法上、位置付けられたものではない。
- ある障害者福祉システムのパッケージでは、身体障害者手帳（身体障害者福祉法第15条）と精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条）に関する申請の登録ができるだけでなく、療育手帳に関する申請の登録ができるが、療育手帳は、知的障害者福祉法上、位置付けられたものではない。

自治体の情報システム間の連携（イメージ）

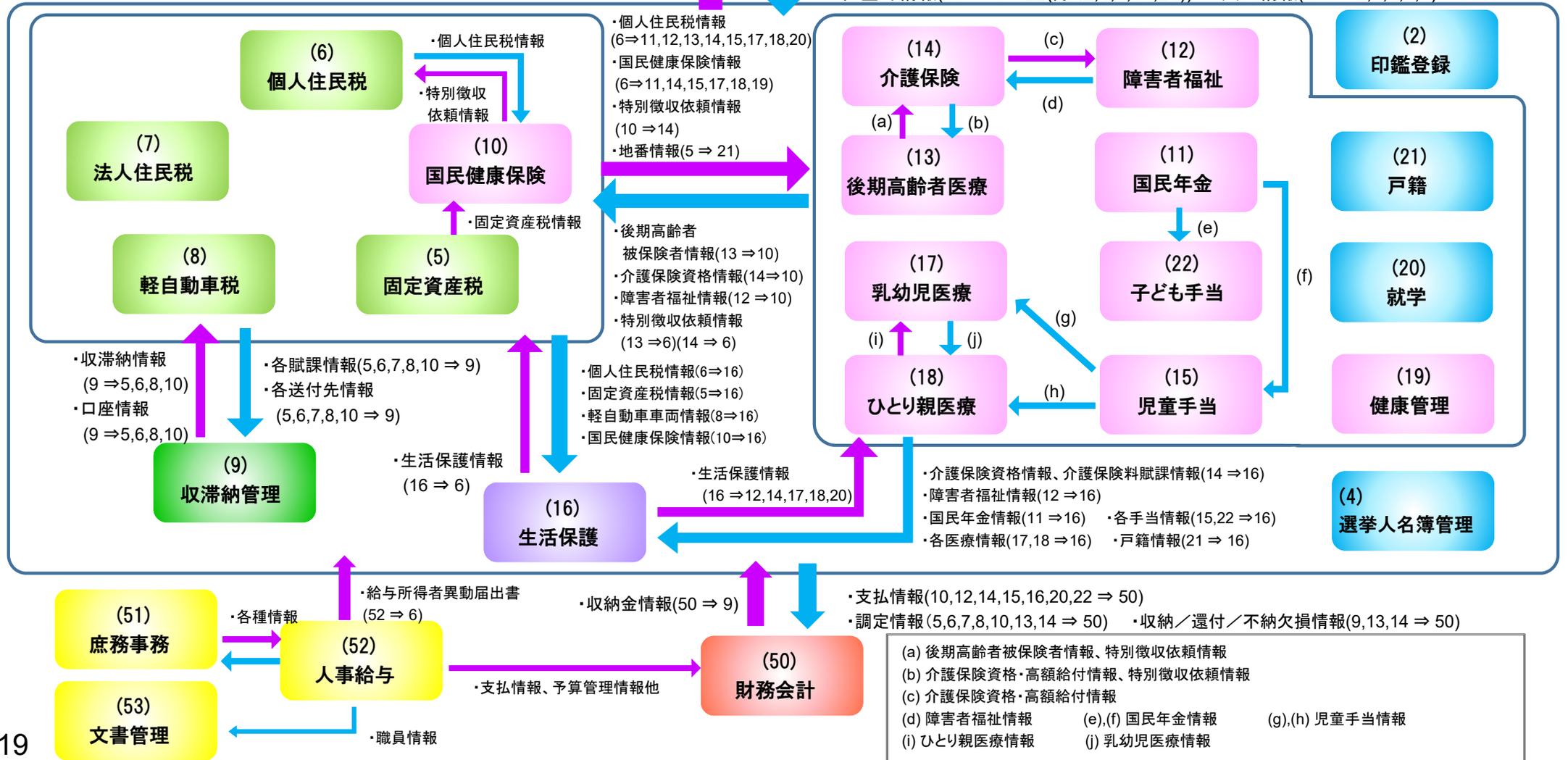
○ 自治体においては、住民記録（住民基本台帳）システムを基礎に、法定の自治事務（例：個人住民税、介護保険、国民健康保険）、法定受託事務（例：戸籍、国民年金、生活保護）、法定外事務（例：印鑑登録、住登外管理）を主に処理するシステムが連携して業務が行われている。

出典：総務省「自治体システムデータ連携標準検討会」
第1回資料2（令和元年6月）

（ ）内の数字：地域情報プラットフォーム標準仕様の業務ユニットの番号

- ・各業務の資格関連情報(10,13,14,15,22 ⇒ 1) ・国民年金情報(11 ⇒ 1)
- ・各業務にて発生した住登外情報(5~20(除く11) ⇒ 30) ・法人情報(5~9 ⇒ 30)
- ・滞納者有無情報(9 ⇒ 1) ・印鑑登録情報(2 ⇒ 1) ・戸籍届出情報(21 ⇒ 1)

- ・住基情報(1 ⇒ 5~22(除く7))
- ・住登外情報(30 ⇒ 5~22(除く2,4,7,11,21)) ・法人情報(30 ⇒ 5,6,7,8,9)



様々な分野の情報システムの調達の仕方

- こうした様々な分野の情報システムについて、別々のパッケージシステムとして調達した上で、相互に連携させている自治体もあるが、一つのパッケージシステム（いわゆる「オールインワンパッケージ」）として調達している自治体も多い。
- とりわけ、人口規模が20万未満の自治体では、住民記録（住民基本台帳）システムと、印鑑登録システム、個人住民税システム、国民年金システム等を一つのパッケージシステムとして調達している自治体が9割以上を占める。

（参考）「住民記録システム」と併せて他システムをパッケージで導入している自治体の割合（調査時点：R1.10.1。回答率：99.1%）※1

人口規模区分（H27国勢調査）		2万未満	2万以上5万未満	5万以上10万未満	10万以上20万未満	20万以上
人口規模区分別の情報システム総経費（H29）※2		487億円	531億円	664億円	692億円	2,412億円
人口規模区分別の総団体数		797	400	262	153	129
情報システム 類型 (基幹系)	1印鑑登録	95.80%	97.50%	99.60%	99.30%	82.90%
	2選挙人名簿管理	93.50%	92.20%	93.10%	81.00%	45.70%
	3固定資産税	95.30%	97.70%	96.50%	90.20%	25.60%
	4個人住民税	95.70%	97.70%	97.30%	91.50%	35.70%
	5法人住民税	83.50%	93.00%	93.10%	82.40%	27.10%
	6軽自動車税	95.40%	97.70%	97.70%	90.80%	35.70%
	7収滞納管理	91.20%	91.00%	92.70%	81.00%	28.70%
	8国民健康保険	86.40%	92.00%	94.20%	90.80%	40.30%
	9国民年金	91.50%	97.50%	96.90%	92.80%	46.50%
	10障害者福祉	39.80%	40.70%	36.50%	35.90%	9.30%
	11後期高齢者医療	69.10%	69.60%	66.20%	52.30%	16.30%
	12介護保険	60.20%	58.30%	56.90%	42.50%	14.00%
	13児童手当	84.20%	85.20%	72.30%	56.20%	13.20%
	14生活保護	11.30%	16.30%	11.90%	12.40%	1.60%
	15乳幼児医療	54.70%	64.10%	55.80%	45.80%	12.40%
	16ひとり親医療	52.00%	62.30%	56.50%	43.80%	13.20%
	17健康管理	32.10%	29.60%	25.80%	24.20%	7.80%
	18就学	42.50%	70.90%	71.20%	63.40%	32.60%
	19戸籍	14.00%	7.00%	6.50%	6.50%	4.70%
	20児童扶養手当	31.20%	57.50%	57.30%	43.80%	11.60%
	21住登外管理	81.90%	92.50%	91.50%	89.50%	35.70%

（「住民記録システム」と併せてパッケージで導入している自治体の割合が9割以上となっているシステムは、青色に着色）

※1 総務省行政経営支援室調査：「住民記録システム」と併せてパッケージで導入している他システムについて（速報値）

※2 総務省地域情報政策室調査：市区町村における情報システム経費の調査結果（H30.3.30）

自治体の情報システムの標準化についての仕組み(議論の着眼点(案))

【議論の着眼点(案)】

- 以上を踏まえ、国が自治体の情報システムのうち、基幹系システム(17ページ参照)のように、標準化等が求められる程度が高く、システム上の創意工夫の余地が比較的少ないものについて、仮に法令上の位置付けを持つ標準(システムの機能要件やシステムで作成する様式等に係るもの)を設けることとした場合、どのような仕組みが考えられるか。
 - まず、システムの標準化の主な目的は、どのように考えられるか。事務の適正な処理(法令の趣旨に則って適正に事務を処理すること)というよりも住民や企業等の利便性向上(複数自治体にまたがって活動する住民や企業等の利便性の向上)と行政運営の効率化(標準に従って各システムベンダが開発したシステムを全国の自治体が共同して利用できるようにすることで、自治体のシステムに係るコストや業務負担を軽減)と考えられるか。
 - システム標準化についての仕組みを設ける場合、標準を法的にどのようなものと位置付けることが考えられるか。事務の適正な処理を主な目的とするならば、自治体が必ず遵守すべきものとするのが考えられるが、住民や企業等の利便性向上と行政運営の効率化を主な目的とするならば、合理的な理由がある範囲内で、必要不可欠な場合には説明責任を果たした上で標準によらないことも可能とすることが考えられるか。
 - システム標準化についての仕組みの中で、標準の設定等における国と自治体の役割はどのようなものが考えられるか。例えば、国の役割としては、全国の自治体やシステムベンダの意見を踏まえながら自治体間の調整の負担を軽減し、標準を定めることなどが、自治体の役割としては、標準設定に際してシステムや業務処理の実態を反映させることなどが考えられるか。
 - また、システム標準化の対象事務の範囲をどのようにすることが考えられるか。標準化の目的やシステムの実態を踏まえれば、標準化の効果が見込めるものについては、業務の内容に関する自主性や自主組織権を尊重することを前提に、自治事務か法定受託事務かといった事務の類型にかかわらず、標準化を進める仕組みが考えられるか。

(参考)「自治体システム等標準化検討会」について

- 総務省では、住民基本台帳分野における自治体の情報システムや様式・帳票の標準化について、自治体、事業者及び国が具体的な検討を行う「自治体システム等標準化検討会」を本年8月から開催している。

開催概要

- ✓ 開催時期 : 令和元年8月～
- ✓ 構成員 : 自治体の住民記録システム等担当者、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、J-LIS、APPLIC、有識者
- 準構成員 : システムベンダ

検討内容

まずは人口規模の大きな団体を想定

①標準仕様書の作成

(まずは住民基本台帳分野に取り組む。)

- ✓ 住民記録システムの標準化
- ✓ 住民基本台帳制度上の様式・帳票の標準化

まずは人口規模の小さな団体を想定

②広域クラウド化

(近隣自治体に止まらない全国規模のクラウド化)

③安全・安価な住民情報データのバックアップ

※ ①～③の検討の中で、クラウド化の更なる進展を見据え、業務の効率性と両立したセキュリティ対策を検討

バラバラ

①標準仕様書によって標準化

標準化

②広域クラウド化

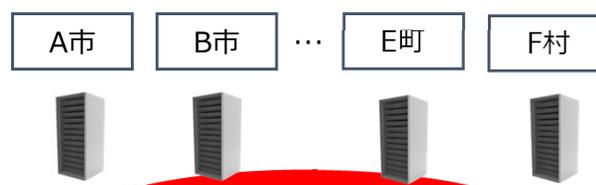
広域クラウド化

=目指すべき姿

※ベンダ間・ベンダ内ともバラバラ

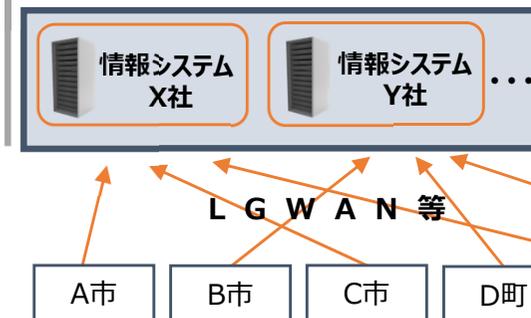


※ベンダ間・ベンダ内で標準化



システムの調達や維持管理のコスト、制度改正による改修等の作業量が軽減

※ベンダ間・ベンダ内で標準化



広域クラウド化の団体が増えるほど、安価に利用できる

(参考)第25回専門小委員会資料(抜粋)

ICT基盤の全国利用・共同利用について国が一定の役割を果たす意義

○ 国は、全国の自治体によるICT基盤の利用や、複数自治体によるICT基盤の共同利用を様々な形で促進している。

- (例)
- ・先進自治体の取組の紹介（例：総務大臣メール）
 - ・自治体によるシステムの共同利用についての技術的助言等（例：自治体クラウド）
 - ・自治体が共同して使えるプラットフォームの整備（例：マイナポータル（ぴったりサービス））
 - ・自治体が共同して使えるシステムの整備（例：農地情報公開システム（全国農地ナビ））
 - ・自治体が共同して使えるシステムの機能要件を議論する場の設置（例：自治体システム等標準化検討会）

○ ここで国が果たしている役割は、個々の自治体がそれぞれで取り組むだけでは、自治体間の調整コストや、自治体ごとの人材面の格差等の課題によって全国利用・共同利用が進まないが、**国が関わることによって全国利用・共同利用を進め、できるだけ多く（又は全て）の自治体がより良いICT基盤をできるだけ安価に使えるようにしようとする**ものである。

○ こうした国の自治体への関わり方は、どのような意義を持つと考えられるか。自治体の役割に枠をはめ、制限するというより、**自治体が法令に基づく事務等処理する役割を尊重した上で、自治体はその役割を効果的・効率的に果たせるよう国が一定の役割を果たす**ことを目指していると考えられるか。

(参考) ICT基盤の全国利用・共同利用について国が関わる意義の例

個々の自治体がそれぞれで取り組んだときに生じる隘路(例)	国が関わる意義(例)
①自治体間の調整コスト等のために全国利用・共同利用が進まず、単独利用では高価でAI等は質の向上もあまり期待できない	全国利用・共同利用についての環境を整えることで、利用する自治体数が増え、より良いものをできるだけ安価に使えるようにする
②人材や財源に恵まれた一部の自治体だけでしか取り組まれない	人材や財源に恵まれた一部の自治体のみならず、できるだけ多く(又は全て)の自治体がICTの恩恵を享受でき、セキュリティ面などICT活用のリスクを減らせるようにする
③複数自治体にまたがって活動する住民・企業等にとって不便になる	住民や企業等の利便性向上の観点から、住民や企業等が、共通の申請様式やプラットフォームを使えるようにする

ICT基盤の全国利用・共同利用について国が一定の役割を果たす意義（具体例）①

※ 本ページと次ページの①～③は、前ページの参考に示した①～③の役割の具体例

自治体クラウドの推進

自治体クラウドの取組においては、国は自治体が自治体クラウドの導入に取り組む際に参考となるよう、**導入に当たっての検討事項や具体的手順、留意点等**をとりまとめて公表し、政府CIOが首長等を訪問し、**自治体クラウド実現に向けた助言**を行っている。それにより、国は、

① **自治体間で情報システム共同化のための調整を行いやすくし**、自治体の情報システムに係るコストの削減、業務負担を軽減といった役割を果たしている。

自治体システム等標準化検討会における検討

自治体システム等標準化検討会においては、国は、これまで各自治体が独自に構築・発展をさせてきた結果、人的・財政的負担が大きくなっている自治体の情報システムについて、自治体や事業者とともに情報システムや様式・帳票の**標準化等を検討する場を設置**している。それにより、国は、

- ① 情報システム共同化の際によるべき基準として用いることができる**情報システム等の標準を示すことで、これまで自治体間で一から行っていた調整の負担を軽減**し、自治体クラウドによる情報システムの共同化が促進され、自治体の情報システムに係るコストの削減、業務負担を軽減
- ② 情報システムによるDV支援対象者等の管理など、**一部自治体の創意工夫による業務プロセスやシステムの機能改善を他の自治体へフィードバック**
- ③ 様式・帳票を標準化することで**複数自治体にまたがって活動する住民や企業等の利便性の向上**といった役割を果たすことを目指している。

ICT基盤の全国利用・共同利用について国が一定の役割を果たす意義（具体例）②

マイナポータルの整備

国は、「マイナポータル」を運営し、電子申請システム（ぴったりサービス）や、就労証明書作成コーナーを提供している。それにより、国は、

- ①国が**電子申請の基盤を用意**することで、自治体が電子申請に対応する際に必要な費用を削減
- ②これまで電子申請に取り組んでこなかった**自治体が簡単に電子申請に取り組める環境を提供**
- ③企業の人事担当者が、従業員の住む**自治体ごとに異なる就労証明書の様式を一箇所で入手し、**
キーボード入力で作成できるようにする

といった役割を果たしている。

地域情報化アドバイザー派遣制度

地域情報化アドバイザー派遣制度においては、国は地方自治体におけるICT人材の不足への対応策として、**ICTの先進自治体の職員など、**ICTやデータ活用を通じた地域課題の解決に精通した専門家に「地域情報化アドバイザー」を委嘱し、**自治体の求めに応じて派遣**している。それにより、国は、

- ②**ICT人材が不足する自治体を含めたICT活用水準の底上げ**
といった役割を果たしている。

革新的ビッグデータ処理技術推進事業

革新的ビッグデータ処理技術推進事業では、複数自治体によるAIの開発を支援している。それにより、国は、

- ①**多くの事例をAIに学習**させ、自治体がより質の高いAIを利用できるようにする
 - ①**割り勘効果**により、自治体ができるだけ安価にAIを利用できるようにする
- といった役割を果たしている。

ICT基盤の全国利用・共同利用について国が一定の役割を果たす際の手法

- **ICT分野においては、**このように、国は、自治体が法令に基づく事務等処理する役割を効果的・効率的に果たせるよう、自治体同士で共同利用するICT基盤を整備したり、自治体と協力して標準化を進めたりしているが、その際の**手法については、法令で規律されることが少なく、実態上のものとなっていることも多い。**
- これまで国・地方の役割は、法令上の役割、更に言えば法律上の義務付け・枠付け等の関係を中心に議論されてきたが、こうした**ICT基盤を全国利用・共同利用していく際に国が一定の役割を果たす手法には、どのようなものが考えられ、それらをどのように評価することができるか。**

(参考) ICT基盤を全国利用・共同利用していく際に国が一定の役割を果たす手法

分類	具体例	手法
1. 国・自治体共に利用する基盤	マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステム、マイナポータル	国において整備
2. 自治体のみが利用する基盤 ① 既存の制度・技術に係るもの	住民記録、税、福祉等の基幹システム	近隣自治体間で共同化（自治体クラウド） → 国・自治体が協力して標準化（※1）・広域クラウド化を検討 ※1 複数のシステムベンダが標準仕様書に基づく製品を提供できれば、標準化しつつベンダ間の競争環境が維持できる。
② 新たな制度に係るもの	農地情報公開システム、国保保険者標準事務処理システム	各自治体が整備 → 国が整備（※2）する例も ※2 新制度導入に合わせて国がシステムを整備すれば、重複投資を最大限排除できる。
③ 新たな技術に係るもの	AI、IoT	各自治体で個別に利用 → 国が複数自治体間での共同利用（※3）を支援する例も ※3 国による共同利用への支援であれば、重複投資をできるだけ抑制しながらも、創意工夫により競争することができる。

基幹システム等の標準化と自治体ごとの取扱いの関係

- 自治体のみが利用するICT基盤のうち、既存の制度・技術に係るもの（例：住民記録、税、福祉等の基幹システム）については、当該制度創設時に当該技術による処理を前提としていなかったため、法令等による規律の対象とならず、各自治体の判断で行われてきたものも多い。
- その結果、自治体間で取扱いに差異が見られるものもあるが、**現状で存在する自治体間の差異は、必ずしも地域の特性に応じた差異と言えないものも多く、各自治体の創意工夫の中には全国的にフィードバックすべきものもある。**
- こうしたICT基盤について、**どのような手法を取れば、各自治体のこれまでの創意工夫を活かしつつ、実効性を持って標準化を進めることができるか。**

（参考）住民記録、税、福祉等の基幹システムにおける自治体間の類似・差異の例

分類	具体例
2. 自治体のみが利用する基盤	
① 既存の制度・技術に係るもの	（住民記録、税、福祉等の基幹システム）
○ 現状で、自治体ごとにほぼ同じ取扱いがなされているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民記録システムから住民票の写しを出力できる ・ 住民情報（氏名、住所等）をシステムで管理できる
○ 現状で、自治体ごとに異なる取扱いがなされているもの	
● 地域の特性に応じた処理と必ずしも言えないもの （例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムから出力する様式・帳票がA4縦かA4横か ・ 住民記録システムから住民基本台帳人口を出力できる ・ あるエラーチェックがシステム上でできる ・ システム上でDV支援対象者等を管理でき、他システムとも連携できる ・ メモ書きできるのが個人単位か世帯単位か ・ 納税通知書にQRコードを付けられる
● 地域の特性に応じた処理が行われているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口規模が大きな自治体では、リアルタイムでのデータ更新はシステム上の負荷が大きいため、夜間休日に一括更新 ※ 小規模市町村を中心とした4府県にまたがるシステムの共同利用や、中核市市長会・指定都市市長会による研究会など、人口規模に応じた標準化・共同利用の動きがある。

◆「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）抜粋

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

（1）次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革

① デジタル・ガバメントによる行政効率化

国及び地方自治体等の情報システムやデータは、集約・標準化・共同化し、原則、オープンな形で誰もが利用でき、キャッシュフローを生み出す「公共財」となるよう設計する。地方自治体等の情報システムについては、財源を含めた国の主導的な支援の下で標準化等を進め、また、カスタマイズを抑制しつつ、各団体のシステム更新時期を踏まえた個別団体への助言を含む支援策により、自治体クラウドの広域化や大規模団体のクラウド化を計画的に推進する。

デジタル・ガバメントの早期実現に向け、マイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用し、既に行政が保有している情報について添付書類の提出を一括して撤廃するとともに、戸籍事務、罹災証明事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大を進める。

（中略）

（地方自治体のデジタル化の推進）

地方自治体におけるデジタル・ガバメントを実現するため、デジタル手続法に基づく取組について地方自治体への展開を促す。自治体行政の様々な分野（※）で、団体間比較を行いながら、地方自治体及び関係府省庁が連携して、ICTやAI等の活用、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進める。関係府省庁は、地方自治体と連携して横展開可能なAIを開発し、全国に広げていく。ITに係る地方自治体への補助金の効率化を図るとともに、財源を含めた国の主導的な支援の下で情報システムやデータの標準化を推進する観点から、IT予算の一元化を契機に、内閣官房が中心となり関係府省庁が連携して、地方自治体のデジタル化の取組を後押しするための政策に関する検討を進める。

総務省は、Society 5.0時代にふさわしい自治体行政のデジタルトランスフォーメーション実現に向け、技術面、人材面、財源面、業務面からの課題を早急に洗い出し、AI・ICT化、クラウド化等を抜本的に進める計画を策定することとし、そのための工程を2019年末までに明確化する。

地方自治体が保有するデータについて、個人情報の保護を徹底しつつ、その活用方策の考え方を2019年度内に整理し、地方自治体におけるデータ活用の取組を推進する。

（※）例えば、インフラの点検・維持補修、国保や介護保険事務、保育所入所審査等

◆「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）抜粋

I. Society5.0 の実現

5. スマート公共サービス

（2）新たに講ずべき具体的施策

ii) 行政機関におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

③ 地方の行政機関における先進技術の更なる活用

地方公共団体における業務の更なる効率化、システムや AI・RPA などの ICT の共同利用のため、住民記録システムなどの自治体情報システムの標準化及び業務プロセスの自治体間比較を通じた標準化モデルの構築を2019年度から進めるとともに、AI の標準化や RPA 導入補助を強力に推進し、遅くとも 2020 年代に各行政分野において標準システムや AI・RPA等のサービスの全国的な提供、地方公共団体における全ての手続の原則電子化・ペーパーレス化を実現する。

◆「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（IT戦略）（令和元年6月14日閣議決定）抜粋

第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言

Ⅲ. 我が国社会全体を通じたデジタル・ガバメント

3 地方公共団体のデジタル化

（2）地方公共団体におけるシステム等の共同利用の推進

（略）

現段階においても、デジタル技術を積極的に活用して先進的な取組を行っている地方公共団体があるものの、デジタル化の取組が進んでいない団体も数多く存在する。このような状況の中で、**我が国の地方公共団体全体のデジタル化を進めるためには、地方公共団体のデジタル化を支えるシステム等を個別に構築することは非効率であることから、今後は、地方公共団体におけるシステム等の共同利用を推進していくべきである。**

（中略）

更なるシステム等の共同利用の方策として、例えば、国がシステム等のプラットフォームを作り地方公共団体が利用する方法や、**行政分野ごとに全国共通の標準仕様書を作成し、地方公共団体はシステム等の更新時期に合わせて標準仕様書に準拠したシステム等を導入する方法**、地方公共団体が共同利用することを前提として開発した優良なシステム等を横展開していく方法等が考えられる。

（略）

（上田 全国知事会会長）

（略）

特にAIを活用したシステムについては、個々の地方公共団体で開発コストを負担するのは厳しいので、各地方公共団体の独自性や自主性も尊重していただきながらも、国が共同開発の枠組みを呼びかけていただくと、とても良いのではないかと考えております。

（立谷 全国市長会会長）

（略）

最後に、先ほど上田知事がおっしゃったことですが、AI化に伴って、行政システムも標準化していかないといけません。今まで行政情報システムというのは、市町村ごとに入札して、それぞれ交渉してきたわけです。ですが、住基システムなどは全国同一ですから、私は、これを国で標準化してもらいたい。我々が個々に事業者と交渉するのではなくて、国でモデルパターンを作ってもらおう。システム内容をどのようにするかというのは地方分権に関わることですが、入札の方は、私は、地方分権を侵害することにはならないと思うのです。また、私が非常に心配するのは、AIの進展によって、地域間の格差が広がることです。ですから、国である程度標準化したシステムを国の財源で作ってもらい、我々が上手く利用できるようにしていただきたい。

（石田 総務大臣）

（略）

行政のデジタル化についても、スピード感を持って取り組む必要があります。そのため、地方公共団体、事業者、総務省の三者で住民記録システムの標準化について検討する場をできるだけ早期に設けたいと考えています。

地方公共団体においては、検討に参画いただくとともに、標準仕様が出来上がれば、更新時期も踏まえ、標準に準拠したシステムを速やかに導入するなど、デジタル化を効率的に進めるようお願いいたします。

(参考) 地方自治法第1条の2・第2条

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

② 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第二条 地方公共団体は、法人とする。

② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

③ 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。

④ 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

⑤ 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

⑥ 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。

⑦ 特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。

⑧ この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

⑩ この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

⑪ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

⑫ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

⑬ 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるように特に配慮しなければならない。

⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

⑯ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

⑰ 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。